

# 福祉サービス第三者評価認証等委員会設置要綱

## 第1 目的

第三者評価の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、埼玉県福祉サービス第三者評価事業実施要綱第4の規定に基づき、福祉サービス第三者評価認証等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 第2 所掌事務

委員会は、次の事項について審議する。

- 1 第三者評価機関の認証・取消に関する事
- 2 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関する事
- 3 第三者評価結果の取扱いに関する事
- 4 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関する事
- 5 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関する事
- 6 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関する事
- 7 その他第三者評価事業の推進に関する事

## 第3 組織

- 1 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者とする。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 評価機関に関係する者
  - (3) 福祉サービスを営む者
  - (4) 福祉サービスの利用に関係する者
- 2 委員の任期は2年とする。

## 第4 委員長等

- 1 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

## 第5 招集等

- 1 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席により開催する。
- 2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員は、自己の一身上に関する事件又は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。
- 4 評価機関に関係する者として選任された委員は、第三者評価機関の認証・取消に関する事の議事には参加することができない。

- 5 委員長は、第3に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席及び必要な事項についての調査、検討を求めることができる。

## 第6 作業部会

- 1 委員会に必要な応じて作業部会を設置し、それぞれのサービスに対する評価の基準等について審議する。
- 2 作業部会は、委員長が定める事項について、調査、審議する。
- 3 作業部会に部会長を置き、作業部会の委員は、審議事項にふさわしい者から構成する。
- 4 作業部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

## 第7 会議及び会議録等

- 1 委員会及び委員会に係る資料は、公開とする。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議を公開しないことができる。
- 2 委員長は会議録を作成する。

## 第8 事務局

- 1 委員会の事務局を社会福祉課に置く。
- 2 作業部会の事務局は、検討する項目に応じてその都度定める。
- 3 委員会及び作業部会の庶務は、事務局において処理する。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 第10 施行期日

この要綱は、平成17年2月15日から施行する。

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。